

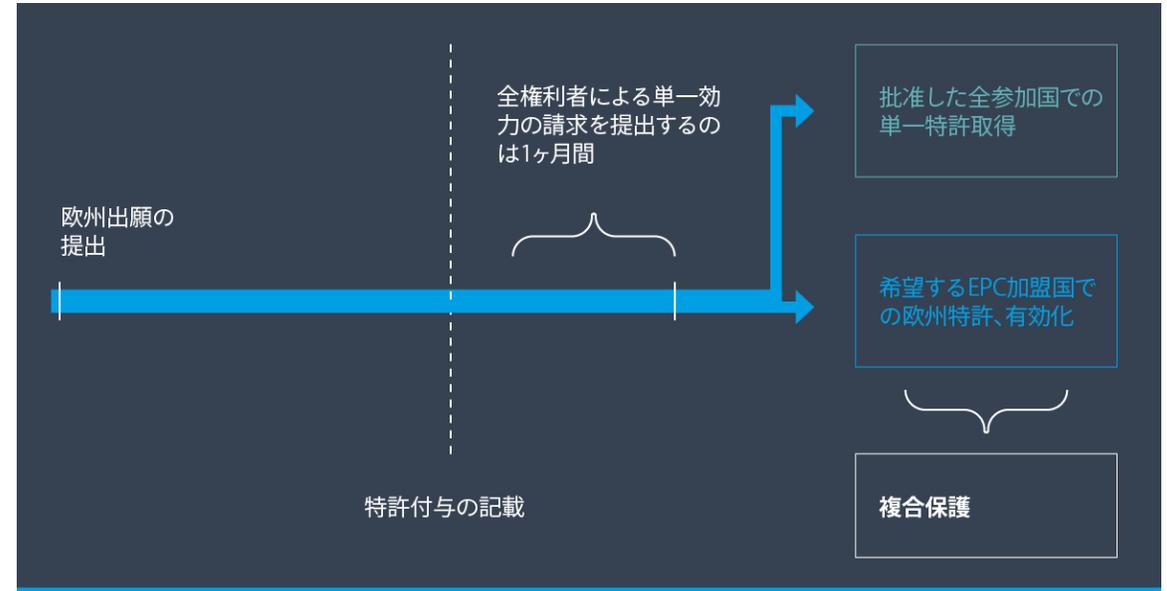


統一特許裁判所および単一特許



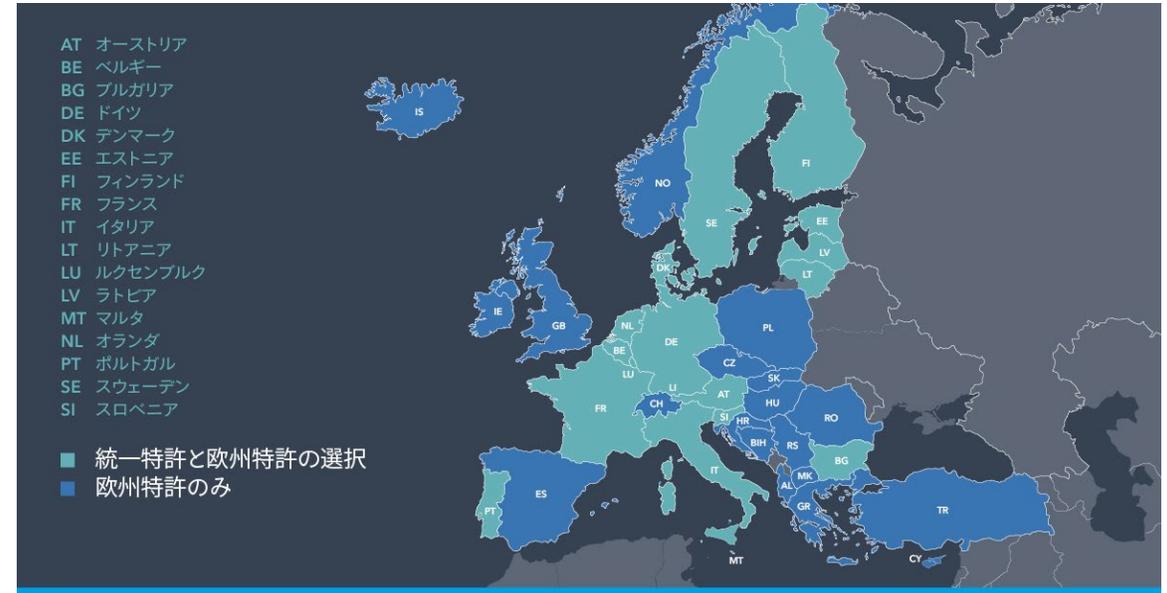
## 新しい裁判制度と新しい特許

- 新しい**統一特許裁判所**は、参加するすべてのEU加盟国の侵害や取消を一括して取り扱います。これにより、それぞれの国に対してのみ侵害や取消を扱う既存の国内裁判所の他に、統一特許裁判所も加わりました。
- **単一特許**は、参加するすべてのEU加盟国において単一効力を有する欧州特許です。すなわち、単一特許の侵害と取消は、統一特許裁判所において、全ての加盟国に対し共同で扱われることになります。
- 従来の欧州特許出願の出願と審査は、従来通りのままです。単一特許を取得するためには、欧州特許の付与から1ヶ月以内に、**単一効力の請求**を行わなければなりません。これにより、利用可能な国での単一特許と、その他の国では欧州特許の従来の国内部分とする複合的な保護を受けることが可能になります。



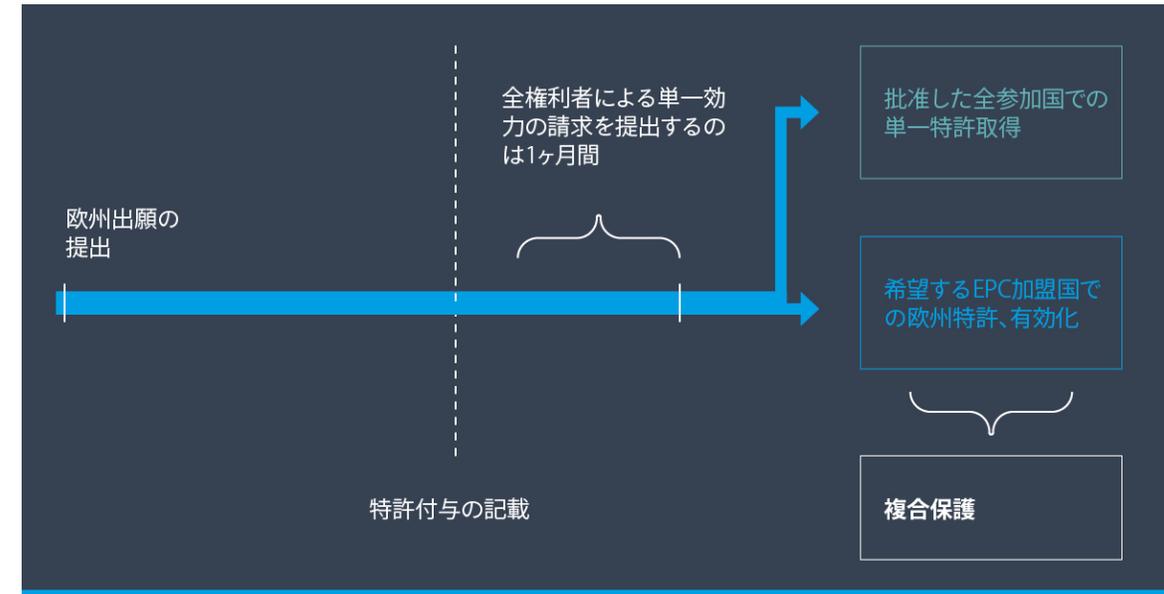
## 単一特許

- 右側の青色で示した国は欧州特許のみが利用可能であり、緑色で示したEU加盟国は単一特許または欧州特許のどちらかを選択することになります。
- 出願人は、単一特許が利用可能な国（緑）において、欧州出願が自動的に欧州特許として付与されるか、または、単一効力を求める請求を行い単一特許を取得するか**決断する必要があります**。



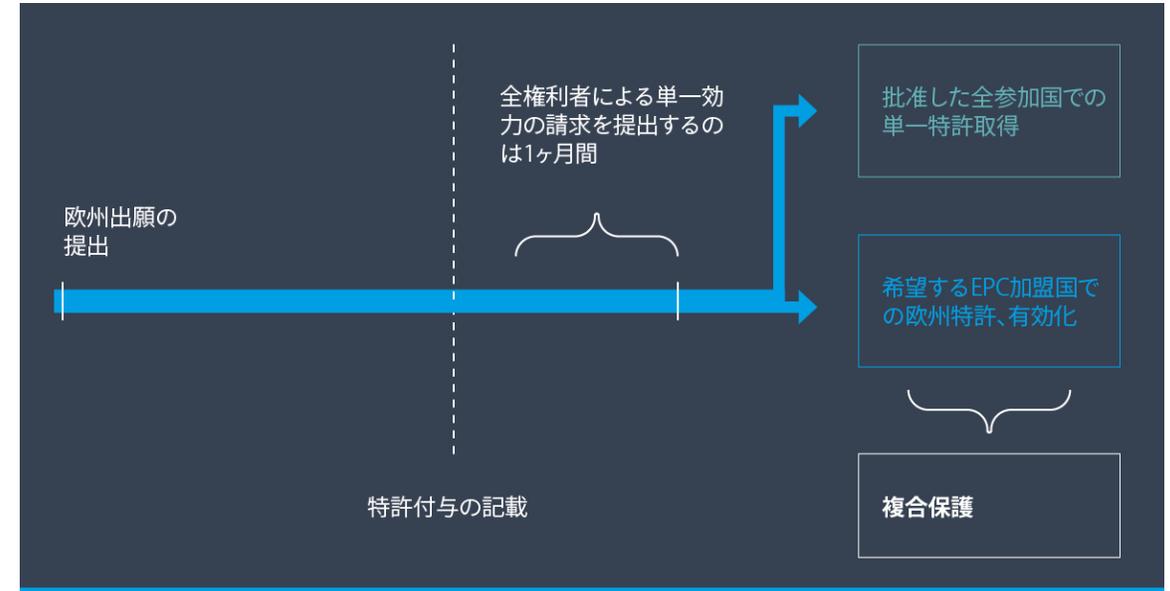
## 単一特許か欧州特許かの判断

- この判断は、特許に対してどのような影響・効果をもたらされるかという事に基づき行うことが可能です：単一特許の場合、侵害または取消は、統一特許裁判所で**全ての参加国**において一度に決定が下されます。例えば、全ての参加国で単一効力を伴う侵害に対する肯定的決定は、出願人にとって大きな勝利となりますが、一方で全ての参加国で単一効力を伴う取消の決定では、全ての参加国で一度に特許を失うため、出願人にとって大きな損失となりえます。出願人は、**非常に強力な特許に限り、単一特許を選択するのがよいかもしれせん**。
- 単一特許と欧州特許のどちらを選ぶかは、年金費用の違いに基づいて判断することも可能です。
  - 欧州特許を3カ国以下で有効にする場合、**欧州特許の方が安価**です。
  - 欧州特許を4カ国以上で有効にする場合は**単一特許の方が安価**になります。



## 単一特許を取得するには

- 出願人が欧州特許に決断した場合、何もする必要はありません。単一特許を選択した場合は、単一効力の請求をする必要があります。出願中のすべての欧州特許について、単一特許を希望する場合は、その旨を弊所にお知らせください。
- 出願人が単一特許を選択したが、単一特許が利用可能になる前に特許が付与される可能性がある場合、特許付与の延期及び/又は早期の単一効果の請求が可能な場合があります。



## 統一特許裁判所

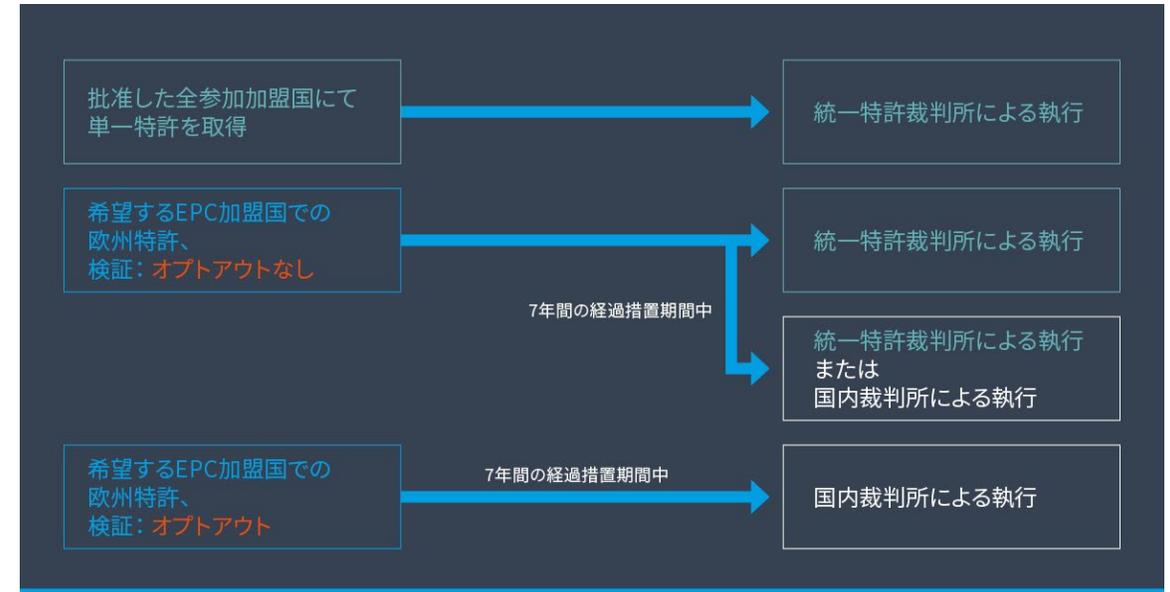
- **統一特許裁判所**は、参加するすべてのEU加盟国の侵害や取消を一度に処理することになり、現在各EU国の侵害と取消を扱う既存の裁判所とは別に位置付けられます。
- **出願人は**、統一特許裁判所が出願中の全ての欧州特許出願に対して自動的に管轄権を有するかどうか、または各国の裁判所が侵害と取消について個別に管轄権を有するよう**オプトアウト要求**を提出するかを**決断**しなければなりません。



## 統一特許裁判所かオプトアウトかの判断

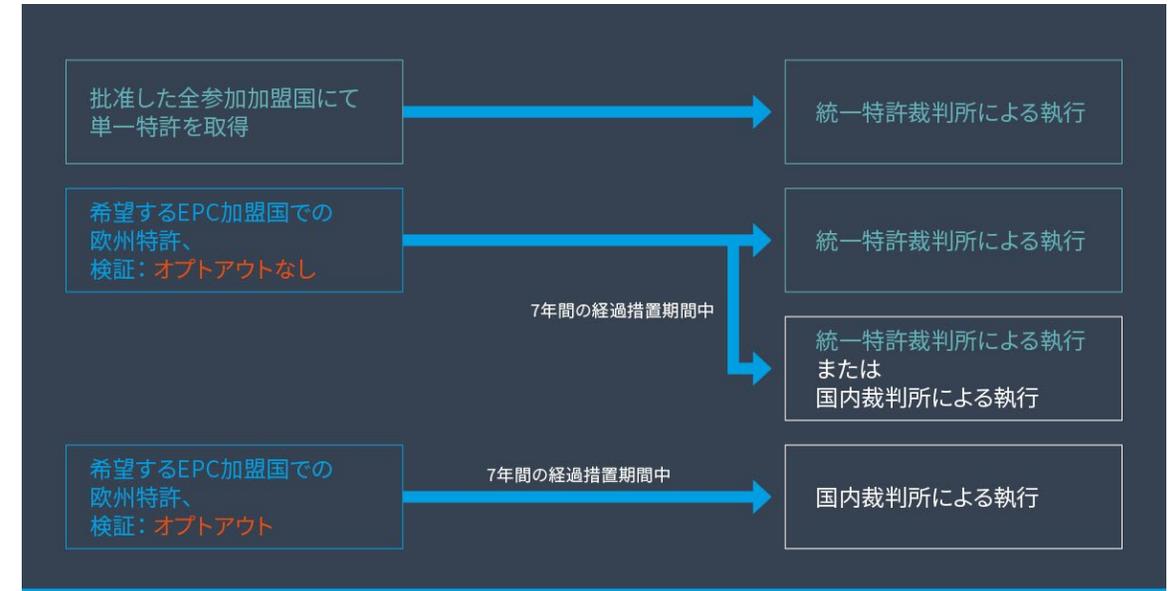
この判断についても、異なる効果に基づき行うことが可能です：

- 統一特許裁判所の管轄**であれば、侵害または取消は全ての参加国について一度に決定が下されます。このような全ての参加国で単一的な効力を持つ侵害判決は、出願人にとって大きな勝利となり、全ての参加国で単一的な効力を持つ取消判決は、出願人にとって大きな損失となり得ます。
- オプトアウトが請求された場合**、個々の国内裁判所が各国の管轄権を保持します。つまり、単一の国の侵害判決はそれほど強力ではなく、単一の国の取消判決はそれほど危険ではありません。出願人は、非常に強力な特許に対してのみ統一特許裁判所を選択し、その他の特許出願や特許についてはオプトアウトすることが良いかもしれません。



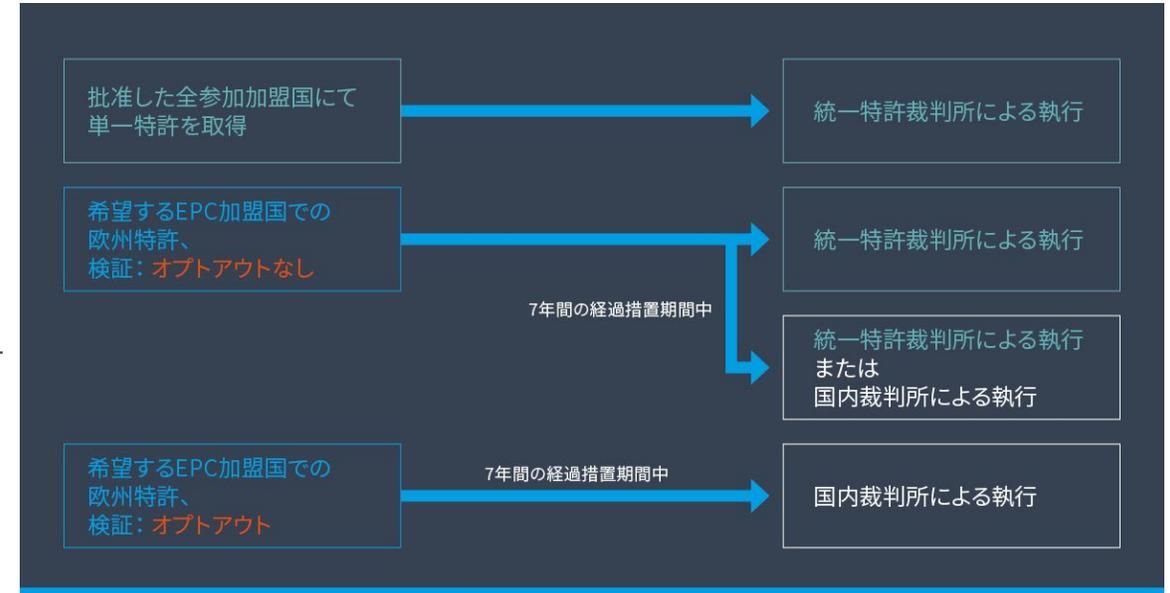
## 統一特許裁判所かオプトアウトかの判断

- 統一特許裁判所への自動的権限か、又は国内裁判所への権限にオプトアウトするかの判断は、訴訟費用の違いによっても決める事が可能です。
  - 訴訟が1、2カ国で予定されているか予想される場合、国内裁判所の方が費用が安いです。
  - 3カ国以上で訴訟が予定されているか予想される場合、統一特許裁判所の方が費用が安いです。
- また、オプトアウトが撤回可能であることも判断材料となり得ます。オプトアウトした後、オプトインすることが可能です。ただし、2回目のオプトアウトはできません。



## 統一特許裁判所を選択・利用するには？

- 出願人が統一特許裁判所の管轄と判断を下した場合、何もする必要はありません。
- 出願人が国内裁判所の管轄と判断を下した場合は、オプトアウトを請求をする必要があります。
- 全ての欧州特許出願と欧州特許について、どちらの裁判システムを希望するか弊所までお知らせください。 出願人がオプトアウトを決断した場合、統一特許裁判所開始の少し前に用意されている、いわゆるサンライズ期間中にオプトアウト請求を提出しなければなりません。
- 一度統一特許裁判所での手続きが開始されると、オプトアウトすることは不可能となります。



## いつから開始されるか？

- 統一特許裁判所は、6月1日に業務を開始しました。



**単一特許と統一特許裁判所のために欧州特許ポートフォリオを準備する時が来ました!**



Maiwald GmbH

Elisenhof, Elisenstraße 3 | 80335 München  
T +49 (0)89 747 266 0 | [info@maiwald.eu](mailto:info@maiwald.eu)

[www.maiwald.eu](http://www.maiwald.eu)

Grünstraße 25 | 40212 Düsseldorf  
T +49 (0)211 301 257 0 | [mail@maiwald.eu](mailto:mail@maiwald.eu)